

【「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」について!】



所得税法の改正に伴い、年末調整や確定申告の際に、平成17年中に納めた国民年金保険料について社会保険料控除を受けるためには、国民年金保険料の納付を証明する書類を添付することが義務付けられました。

平成17年1月から9月までの間に国民年金保険料を納めた人には、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が社会保険業務センターへ郵送されます。10月から12月までの間に納付書により国民年金保険料を納めた人は、領収書を紛失されないようご注意ください。なお、ご家族の国民年金保険料を納めた場合にも、社会保険料控除を受けられます。

また、次の場合はご相談ください。
 ・ 納め忘れの保険料を納めたい人
 ・ 保険料免除、若年者納付猶予、学生納付特例の承認を受けた期間について納めたい人(10年以内であれば保険料を納めることができます)

年金の死亡手続きを忘れずにしてください!

年金を受けている人が亡くなられた場合は、年金に関する死亡の届出が必要です。

この届出をしないと、死亡した以降も年金が支払われ、後日、過払いになった年金を、遺族の人などからお返しいただくこととなりますので、忘れずに届出をしてください。なお、受給していた年金により、届出窓口が異なりますので、お問い合わせください。

年金の請求先	
亡くなった人が加入していた年金制度	遺族給付請求の窓口
国民年金 (第1号被保険者)	市役所および各支所
国民年金 (第3号被保険者期間)	新潟西社会保険事務所
厚生年金 各共済組合	新潟西社会保険事務所 各共済組合

また、年金加入中の人(老齢基礎年金の受給期間を満たしている人を含む)につきましても、手続きをしなければ遺族給付が受けられませんので、ご注意ください。

なお、特別な理由がない限り、2週間以内に手続きをお願いします。

12月定例社会保険事務相談所(年金相談等)の開設について

佐和田商工会 ☎52 3148

21日(水)

受付 午後1時30分～3時30分

両津商工会 ☎27 5128

22日(木)

受付 午前9時～11時

小本町商工会 ☎86 2216

22日(木)

受付 午前9時～10時30分

問い合わせ先

市民課 国民年金係

☎63 5112

各支所市民課 国民年金担当係

または

新潟西社会保険事務所

☎025 225 3001

ねんきんダイヤル

☎0570 05 1165

(年金請求などに関する相談)
 ☎0570 07 1165
 (年金請を受けている方の相談)

労災保険に未加入の事業主に対する費用徴収制度が強化されます

労働者を1人でも雇っている事業主は、労災保険の加入手続を行わなければなりません。

平成17年11月1日から、労災保険未加入の事業主に対する費用徴収制度が強化されます。これにより、事業主が労災保険の加入手続を怠っていた期間中に労災事故が発生した場合、さかのぼって保険料を徴収するほかに、労災保険から給付を受けた金額の100%または40%を事業主から徴収することになります。費用徴収制度の詳細については

厚生労働省ホームページ
 (<http://www.mhlw.go.jp>)を
 ご覧になるか、お近くの都道府県労働局、労働基準監督署
 にお問い合わせください。
 厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署